

Title	近世村落形成期における新開と入会：武蔵国多摩郡連光寺村の場合
Sub Title	The development of the land belonging to the village (Iriaichi) in early years of the Tokugawa era
Author	安澤, 秀一
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1955
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.48, No.2 (1955. 2) ,p.132(44)- 169(81)
JaLC DOI	10.14991/001.19550201-0044
Abstract	
Notes	関東農村の史的研究(第四集) = Historical studies on the villages in the KantoDistrict (part IV) 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19550201-0044

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

して満足し得るものではない。従つて近郊農村の農業經營全體について、今直ちに結論する事は不可能である。しかし問題の所在は一應示し得たと思う。即ち、第一の作物種類の點については、蔬菜等の都市消費物資の生産はかなりの程度に進んでいゝるが、經營の特質はこの様な作物種類の上にはなく、それらを含めた全農作物の商品化の上に求めらるべきである事。但しこの場合、綿作等の工業原料生産の場合とは區別されねばならない。第二の肥料の點については、下肥の商品化に伴い、この面での近郊農村の特殊性は、金肥に全面的に依存する農村一般の内に解消されて行つた事である。従つて若し經營の上から近郊農村の特質を考えるとすれば、これらの二點は、それを含めたより廣い範圍の農村地帯の特質として捉えるべき性質のものである。問題はむしろ本稿では説明し得なかつた勞賃、小作料及び土地價格、社會的慣行における特質に存在するのではあるまいか。そしてこの様な特質が經營の條件として存在するとすれば、そこには「近郊農村」としての、他とは異つた經營が見出され、又資本蓄積や、農民層分解の上にも一般とは違つた形態が見出されるものと考えられる。徳川時代の「近郊農村」についての學問的な内容規定も、この様な問題が解答されずから下さるべきである。

近世村落形成期における 新開と入會

—武藏國多摩郡連光寺村の場合—

安 澤 秀 一

- 一 はしがき
- 村落構造
 - イ 經濟構造
 - ロ 家の構造
- 三 新田畑の開發
- 四 入會野
 - イ 野論、境論
 - ロ 野錢、野札
 - ハ 百姓林
 - ニ 村法
- 五 結び

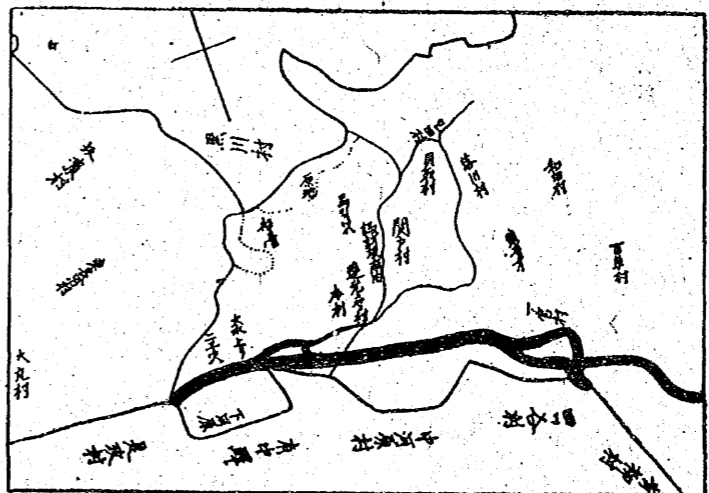
幕藩體制下に於ける封建領主の領有は「村」を單位として「村高」に表現される所の耕地と人の結合、即ち生産手段と勞働力

の結合に基く生産力の成果を收取する事にある。封建領主と農民の間には直接に支配關係が結ばれるのではなく、農民は封建領主の領有する生産力の一要素として、生産力を量的に表現する「村高」の分割分である「持高」を媒介に封建領主と關係する。勿論最初は檢地によつて一筆一筆の耕地と人との結合關係に齎らされた生産力の量的表現の總和として村高が定められるが、一旦定められた村高はその村の生産力表現として固定する。定免制が施行されてゐる時にもつともはつきり現れるが、檢見取が行はれてゐる時期に於いても事情は變らない。例へば美濃國本巢郡神海村の場合、太閤檢地によつて一一八石餘の村高が定められ、更に慶長十六年には大久保石見守による徳川檢地が行はれて三四〇石餘となるが、天領であつた元和年間の間貢割付は太閤檢地による村高にかけられてゐる。免は九ツ八分で非常な高率に見えるが、實質的には石見檢地による村高から檢見による不農引を除いた殘高に對して五ツ位の免となる。寛永十九年に戸田氏の領有する所となるが、その際にも一一八石餘の村高の村として徳川氏から戸田氏に對して朱印狀が與へられてゐる。戸田氏は正保四年に檢地を行ひ、四六〇石餘の内高を定めた。天領の時代と戸田氏入部に際して作成せられたと思はれる二冊の名寄帳があるが、前者は「惣地下中高帳」と書かれ、地下に百姓の持高合計は太閤檢地の高に等しく、後者は表紙を缺くが百姓の持高合計は石見檢地の高に等しい。即ち一旦定められた村高に對して名寄帳登載の農民は村高の分割分所有

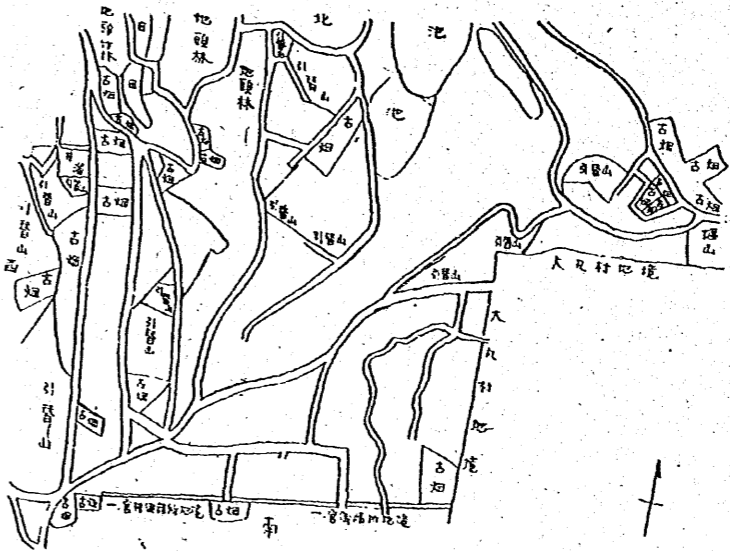
近世村落形成期における新開と入會

者として現はれ、現實の生産力との乖離は檢見並に免の掛ケ方によつて調整されてゐるのである。

かくの如く封建領主にとつて「村」は「村高」に表示される生産力の收取の場であり、封建支配者の行政の一單位である。此の様な面では「村」を假に「行政村落」と呼ぼう。即ち「村」は封建的支配構造の面から見れば、「行政村落」として扱えられるが、村に生活する者の側から見ると、如何なる性格と機能を有するものとして扱えられるだらうか。近世の村が一定の地域の上に一定の人間集團が構成してゐる特定の結合體であり、大部分が農業生産を主たる産業としていた事は云ふ迄もない。それは村の構成員にとつては生活の場を同じくするものゝ結合體であり、「行政村落」として扱えられるものとは異なつた意味を持つてゐる。「村」が持つ「行政村落」としての面と區別するために、假りに「生活村落」と名づけよう。「行政村落」と「生活村落」の區別は村の機能を夫々の面から見た場合の區別であつて、以下の叙述に於いて兩者を一體として扱ふ場合には單に「村」又は近世村落としておいた。史料に兩者が劃然として區別されて現はれるものではなく、人間集團としての「生活村落」が對内的にも對外的にも意思を表現しようとする時には代辯者が必要であり、代辯者は概ね「行政村落」の役人である名主組頭であるのが普通であり、いはゞ「行政村落」の機能を通して作成せられた史料が大部分と云ふ事になる。併し乍ら吾々はそうした史料の中から近世農民の生活の場として



(1) 明治初年に作製せられたもので、連光寺村の本村、馬引澤、下河原の三小村の位置及び周辺の村々が判る。圖中、點線で區別した部分は、寛保年間に札野を分割した際の地域を示したのである。



(2) 寛保年間の新田開発の際に作製せられたもので、札野分割の際の連光寺村分である。新田割當の地割は略したが、札野の周辺に百姓持林(引得山)や地頭林、更に古畑が散在してゐるのが判る。

の「生活村落」を讀みとらねばならない。本稿では主として新田畑開發及び入會野の事例によつて行政村落・生活村落の二面をもつ近世村落の形成過程を考察してみよう。

本稿で考察の対象とする武蔵國多摩郡連光寺村(現在 東京都南多摩郡多摩村連光寺)は江戸日本橋から西へ九里餘り、多摩川の西岸に所在する。甲州街道からはやゝ離れてゐて、府中宿へは一里餘り、八王子宿へは四里近くある。助郷は兩宿の間にある二里許り離れた日野宿へ出してゐる。村の地形は東南部に丘陵をめぐらし、西北部に平地を抱いた如くで、明治十七年に於いて田畑宅地の計が百六拾町餘、山林藪芝地等が貳百拾六町餘と約一對二の割合となつてゐる。明治三年(一八七〇)の村差出明細帳では高二五七石二斗三合六勺の村高であり、持添新田として連光寺新田六四石八合がある。その反別内譯を第一表に示した。地位及び石盛によつて生産力の低い村である事が窺へる。

集落は、村の中央に本村と云つて名主の家、高札場などを中心とする田畑屋敷があり、本村から山を隔て、十五町許り南に田畑屋敷があり馬引澤村と云ふ。又本村から北へ二〇町、多摩川を距てた平坦地を下河原村と云ひ、こゝにも田畑屋敷がある。寛保二年(一七四二)の大洪水で河流が變更した際に切離されたのであり、本稿で取扱ふ時代には本村とは河を隔てる事なくつながつてゐた。此の地區は連光寺村の中で最も水田に富む部分である。以上の三集落の他に本村の東方廿町餘の所に舟

近世村落形成期における新開と入會

第1表 明治3年 耕地地積内譯

	地位	目位	地 種				右 盛
			町	反	畝	步	
連 光 寺 村	上	田	1	5	6	11	12
	中	田	3	5	0	11	8
	下	田	13	9	4	18	6
	小	計	19	4	0	11	
舟 持 村	上	畑	3	2	1	25	7
	中	畑	4	9	6	17	5
	下	畑	22	6	0	2	3
	上中下	屋敷	9	4	2		10
	小	計	31	8	6	19	
	舟	郷	3	4	5	26	
		計	54	7	2	26	
村持新田	林	畑	32	0	2	27	2
合		計	86	7	5	13	

郷村と云ふ特殊部落があり、田畑を所持すると共に山番其他の仕事に従事してゐた。此ら四つの集落(小村が連光寺村を構成してゐた。史料の上では、舟郷村は別個に取扱はれ、馬引澤村は概ね本村に含まれて連光寺村となり、下河原村は連光寺村の枝郷として扱はれ、(近世後期には分離運動さへ起してゐる)連光寺村下河原共」と併稱される事が多かつた。こうした地縁集團である小村も「生活村落」であるが、連光寺村と云ふ、より大きな「生活村落」に包含されており、いはゞ「生活村落」の三重構造と云ふべき形をなしてゐる。しかも史料が「行政村落」としての連光寺村を通して残つてゐるため、小村が獨自に

四七 (一三五)

「生活村落」として現はれる事は少ないが、以下の叙述に於いては出来得る限り、村落内の村落の動きについても明らかにしてみよう。

村境を接するのは東部に大丸村、坂濱村、南部に都築郡黒川村、西部に乞田村、關戸村、北部に府中宿、中河原村があつた。此の中西部の乞田村、關戸村は隣接する具取村、一宮村、百草村、東寺方村、和田村と共に現在の多摩村を構成する大字となつてゐる。

連光寺の地名は東鑑治承五年四月廿日ノ條に武藏國多摩郡吉富并一ノ宮連光寺等ヲ小山田三郎重成が押領したと云ふ記事を見る程に古くから知られてゐるが、中世末期天文頃には北條氏の領する所であつた。

天正十八年八月朔日、徳川家康關東入部より寛永十年迄は代官支配であつたが、寛永十年に譜代の旗本天野孫左衛門重房が五百石の加増を賜つた時以來、連光寺村は天野氏の知行所となり、明治維新迄變る事がなかつた。因に天野氏の知行所は次の如くである。

- 一 高貳百八石六斗 武藏國多摩郡連光寺村
- 一 高貳百四拾六石八升六合 同郡 坂濱村
- 一 高三百貳石三斗壹升四合 都筑郡萬福寺村
- 一 高百七拾七石四斗八升七合 上野國邑樂郡海老瀬村
- 一 高百拾石 下總國葛飾郡桐ヶ谷村
- 都合五ヶ所 高合計千四拾四石四斗八升七合

(附記) 本稿の依據した史料は全て連光寺村の名主を代々勤めた富澤家の襲藏にかゝはり、富澤家の當主政盛氏が史料の保全と利用を考慮されて文部省史料館に寄託されたものであり、寄託に際しては徳川林政史研究所の所三男氏の御盡力による所大である。こゝに記して兩氏に感謝の意を表するものである。

二 村落構造

本稿のテーマである新田畑開發及入會野の事例について述べる前に、連光寺村がどの様な村落構造であつたかを一應見て置かう。新田畑開發の問題にしても、入會野の問題にしても關係する農民は村の構成員として行動するのであり、又かうした村落生活上の問題を通して生活村落の秩序形成がなされたと考えられる。従つて連光寺村に於ける新田畑開發及び入會野の事例を考へる場合にも、連光寺村一地域のな領域を示す許りでなく、人の結合體としてのそれがどの様に成立し、どの様な村落構造を持つてゐたかと云ふ點から切り離して考へる事は出来なない。むしろ村落構造との關連の下に考へる事によつて近世村落形成過程に於ける新田畑開發及び入會野の問題をヨリ具體的に考察し得るだらう。

イ 經濟構造

近世初頭の連光寺村を知る手掛りとなるのは、慶長三年の檢地帳である。慶長三年(一五九九)九月十五日に竹川監物他二人の役人の手で檢地が行はれた。第二表に慶長三年檢地帳によつて、田畑屋敷地の地積、地位を示した。

第2表 慶長3年 連光寺村田畑構成

地目	積				%	石	盛斗
	町	反	畝	步			
上田	2	0	4	10	4.2	1	2
中田	4	9	3	24	10.2		8
下田	15	3	4	8	31.9		6
田小計	22	3	2	12	46.4		
上畑	4	2	2	22	8.8		7
中畑	7	2	1	24	15.0		5
下畑	12	7	0	17	26.4		3
屋敷	1	6	4	13	3.4		10
畑・屋敷地計	25	7	1	16	53.6		
田・畑・屋敷計	48	0	3	28	100		
舟郷村	1	2	0	4			

但し石盛は寛永年間の史料による

舟郷村を除外して、本村、馬引澤村、下河原村の三小村を合せ見ると、登録地合計は四八町三畝二八歩で、内譯は田が二二町三反二畝一二歩、畑及び屋敷地が二四町一二反五畝三歩である。前掲第一表の明治三年度に比較すると、持添新田を加へなければ僅に五町歩足らずの増加を見るに過ぎない。即ち徳川時代を通じて公稱の地積は殆んど變りがないのである。石盛は低く、其上下田畑が壓倒的に多く、村としての生産力がかなり低位にあつた事を示してゐる。とはいへ農民の生産力擴大のエネルギーが静止してゐるのではない。慶長元一三年の新開田畑

近世村落形成期における新開と入會

第3表 慶長3年 保有地地積別構成

人数	%	地積	%
3町以上	1	畝 1140 步 4	23.7
1.5町以上	4		3.5
1町以上	11	1327 5	27.9
8反以上	9	792 3	16.6
5反以上	9	590 18	12.4
1反以上	25	625 15	13.2
1反以下	23	257 15	5.4
(合計)	82	4756 —	100

は第二表に含めておいたので、その分をぬき出してみると、下田は七町六反八畝一三歩、下畑は三町五畝三歩、計一〇町七反三畝一六歩となり、惣地積の約二割強に當る。この新開による下田のうち、六町餘、下畑の中、一町餘は下河原分であり、下河原分の檢地帳表紙にも、「新田帳」と異筆ではあるが註記がある様に、下河原村では檢地をうけた時期に著しく開發が行はれた事が窺へる。多摩川沿岸の低地である下河原村では用水の面からも新田の開發が比較的容易であり、農民の耕地擴大の努力がまず此の地域に集中されたのであらう。

第三表に慶長三年檢地帳登録の人名別に集計した保有地積別構成を示した。

地積欄はグループ別にその保有地を合計した数値である。一町五反以上の保有者は五人でその保有地合計は十一町四反四歩となり、全体の約二四%を占める。八反一町五反未満のグループは二〇人、その保有地合計は二町一反九畝八歩で全体の四四%となる。八反未満以下は五七人、保有地合計一四町七反三畝一八歩で、全体の三一%となる。このうち五反未満が四八人、八町八反三畝で、人数において全体の五九・四%を占めるこの層は、地積において一八・六%を保有してゐる。これに對して一町歩以上を持つ一六人が耕地の五二%を占め、五反一町未満が一八人、地積の三〇%弱を占めてゐるわけである。

此の檢地帳には分附記載があるので、これを分附主毎に集計すると第四表の通りである。

第五表には分附主の手作地（原本に「誰々分主作」「誰々作」とあるもの）の地積を示した。隼人の手作地には「將監分隼人作」とある將監分の田四反一八歩が含まれてゐるが、他の者の手作地には他人の分附地はない。これによつてみると、五人の分附主の手作地は三町七反弱の一名を除けば、一町一町五反の前後にあつたことが知れる。而してさきの第三表に示した一町五反以上の保有地Ⅱ手作地をもつ五人のうち、分附主は修理、隼人の二名であるから、残りの三名は分附地をもたぬ者である。そこで此の三人についてその保有地の内譯を調べると第六表の如くである。

第4表 分附地地積表

	田	畑	計	%
修理分	731畝1歩	860畝27歩	1591畝28歩	33.0
隼人分	87 29	402 2	490 1	10.1
將監分	135 13	305 22	441 5	9.1
將監分	291 22	198 10	390 2	8.1
左衛門分	84 5	164 8	248 13	5.4
勒負分	17 3	—	17 3	0.3
計	1347 13	1847 11	3194 24	66.3
總地積	2232 12	2571 16	4903 28	100

第5表 分附主手作地

名前	田	畑	屋敷	合計	分附地	總計
修理人	144畝27歩	338 23	15 23	369 29	1591 28	1962 27
隼人	73 28	76 21	4 24	155 13	490 1	645 14
將監	27 10	68 2	—	95 12	441 5	536 17
將監	48 16	54 5	10 2	122 23	390 2	512 25
左衛門	49 —	49 16	7 6	105 13	248 13	354 6

第6表 分附主以外にして、保有地一町五反以上のもの

分附主	地積	計
源七郎	21畝25歩 31 11 75 15 51 12 49 9	225 12
助七郎	(助七郎) 19 4 修隼人 105 10 將監 114 — 左衛門 20 25	259 9
三郎左衛門	(三郎左衛門) 19 6 修隼人 94 29 將監 24 19 勒負 17 3	154 27

()の數字は分附記載がなく、單に誰々作とある分、又、三人共屋敷地をもつてゐない。

保有地積の廣い者の場合、分附百姓と分附主との關係は極めて複雑であつた事がこれによつて判る。これに反して保有地の小さいもの程、分附主との關係は單純であり、且各人の保有地の田畑構成比も田畑の何れかに偏つてゐる。そして此の様な傾向は凡そ八反の線を境として現れてゐる。右の諸事實は分附主と分附されたものとの關係が、人身的に隸屬するものと云ふよりも、むしろ農業經營上の必要からする借地關係ではないかと思はせる。たゞ五反未満の零細なもの場合は、檢地帳に記載されてゐるからといつて必ずしも直ちに獨立の百姓とは云ひ難

近世村落形成期における新開と入會

第7表 屋敷地・保有地・所持者表

	屋敷地	保有地
修理人	13畝13歩 2 10	338畝23歩
將監	4 24	150 19
左衛門	10 2	112 21
右衛門	7 6	98 16
新十郎	2 18	132 17
善右衛門	8 7	129 17
内藏助	7 28	124 24
新左衛門	7 10	122 16
彌三坊	10 20	75 19
常樂坊	5 10	46 16
甚左衛門	12 —	7 21
	5 26	2 15

上より四人は分附主である。

く、こゝではたとへ僅少とはいへ自己の耕作權を認められてゐた事だけを記憶しておこう。此の點は近世初頭の農民の「家」の構造に基づく農業經營方式、及び近接村落との出入作關係が明らかにならなければ云々し得ない問題であらう。

尙、屋敷地の保有について一言すると、屋敷水帳に二四筆の屋敷地が登録され、二四の名前があるが、檢地帳に耕地保有者としてその名前を見出すのは、半數の十二人にすぎない。第七表はそれら十二人の屋敷地所持と耕地保有の大きさを示したものである。

このうち修理が屋敷を二筆もつのは、修理店と、修理親店と

二筆ある事による。而して支蕃の如く、九反五畝を手作り、五町三反六畝餘を分附に出してある有力な分附主にして屋敷をもたないものがある一方、一反歩以下の零細な土地保有者にして屋敷をもつものもあり、また第七表に示した分附地を含めて一町五反以上を保有する三人も皆な屋敷をもつてゐない。かゝる屋敷所有者と土地保有との乖離は如何に理解すべきものであらうか。こゝでは解釋を保留して置かう。

要するに檢地帳の分析のみを以てしては、村落構造を明らかにする事は出来ないが、そこに近世村落の原型を見る事は出来る。慶長三年の連光寺村は生産力は低い、内部に發展する力を潜め、大體一町歩前後の保有地を經營する農民が主たる構成者となつて居る。たゞ一人だけ手作地と分附に出してゐる土地を合せて一九町六反餘を有する修理なる者がゐた。之が今後此村の名主を世襲した富澤家の祖先である。富澤氏家譜によれば、永祿三年に此の地にあつた北條氏の陣屋を、當時今川氏の臣であつた富澤修理(先代)が攻略し、今川氏の没落するや、逃散の土民を集めて山野を開拓して土着するに至つたといふ。即ち家康の入り以前、富澤氏はいほゞ小領主的な意味さへもつた中世的名主として村で最大の手作地を經營し、彼の支配し得る分附地を所有し、何人かの牢人者を誘致し、縁組を結び、例へば支蕃は相州城所村からやつてきて、修理の妹と結婚し、土地を譲渡されている一支配層を形成し、一般の百姓はその様な富澤氏の權力の下に生活してゐたと思はれる。之が近世の連

光寺村の原型であつたと考へたい。然し乍ら一面に於いて、分附關係の錯雜さにも現はれてゐる如く、身分的隷屬關係は次第に稀薄となり、獨立性を強化しつゝあつた。慶長三年の檢地はこの様な動きを把へて古い村落生活に終止符を打つたのである。その際、富澤修理は自ら檢地の案内人となり、その分附地における農民の耕作權を認め、開發者としての權威を保持しつゝ、農民への途を歩む事となる。

そして具體的には近世封建體制下に於ける支配の單位である行政村落の役人として、即ち連光寺村の名主として再生するのである。

さて右の様な原型を持つ連光寺村は近世前半期にどの様な構造變化をなしたか、次の四つの史料によつて之を把へて見よう。

- I 慶長十六年(一六一一) 連光寺之郷惣高辻
- II 萬治二年(一六五九) 連光寺村惣百姓名寄帳
- III 元祿六年(一六九三) 惣百姓石高寄帳
- IV 寶曆四年(一七五四) 連光寺村名寄帳

まづ右の四時期の田畑地積并石高を示せば第八表の通りである。全て舟郷村の分は除いてある。

これによつて見ると、慶長—寶曆間に連光寺村の表高には殆んど變化がなく、元祿六年をピークとして寶曆四年には減少さへ示してゐる。此れは寛保四年の大洪水による下川原村の川缺が影響したのであらう。それにしてもはしがきに述べた美濃國

第8表 田畑地積並石高變化表

	田	畑(屋敷ヲ含ム)	計
慶長3年	2232畝12歩	2579畝16歩	4811畝28歩
慶長16年	109石 253	104石 810	214石 083
萬治2年	2078畝18歩	3272畝19歩	5351畝7歩
元祿6年	139石 167.1	141石 915.93	281石 083.03 (但シ出石ヲ除クト197石 879畝73歩)
寶曆4年	132石 315.33	125石 918.31	257石 233.64 (山 88ヶ所)
"	1915畝13歩	3201畝13歩	4117畝26歩

第9表 慶長—寶曆 持高別構成表

慶長16年				萬治2年				元祿6年		寶曆4年			
持高別	分附主	然らざるもの	計	地積別	分附主	分附百姓	百姓	計	持高別	計	計	山を持つもの	
30石以上	2	1	3	10町以上	1	0	0	1	30石以上	1	1	1	
20石以上	1	0	1	15反以上	1	1	3	5	10石以上	0	1	1	
15石以上	1	0	1	1町以上	1	5	11	17	5石以上	8	6	5	
10石以上	1	0	1	8反以上	0	3	2	5	3石以上	24	16	12	
5石以上	0	2	2	5反以上	0	3	2	5	1石以上	42	45	27	
3石以上	0	4	4	3反以上	0	2	2	4	5斗以上	3	18	7	
2石以上	0	2	2	3反未満	0	0	0	0	5斗未満	6	17	3	
2石未満	0	0	0										
計	5	9	14	計	3	14	20	37	計	83	104	56	
最高40石 896 修理				最高10町3反2畝18歩 忠右衛門				最高35石684 八郎兵衛		最高31石 36398 新平			

第10表 慶長3・同16年分附主比較

慶長3年		慶長16年	
人名	持地	人名	持高
修理 監	1962畝27歩	修理 監	40石 896
將 四郎左衛門	512 25	將 四郎左衛門	39 630
半 人	354 6	惣 左衛門	17 654
支 蕃	645 14	内 藏 助	27 492
	536 17		12 805

近世村落形成期における新開と入會

神海村に比べると極めて變化に乏しいと云はねばならぬ。此の村の檢地は慶長三年(一五九九)と寶曆三年(一七五三)の地頭天野氏による地押の二回のみで、寶曆四年(一七五四)の名寄帳は寶曆三年の地押に基いて作成せられてゐるのであるから、公式の數字の上から云へば生産力は衰退したと云へ云ひ得る。

第九表にこれらの諸年度における持高別構成を示した。萬治二年の分は史料の關係から持高ではなく、保有地の地積で別けた。各年度を通じて最大の持高者、修理、忠右衛門、八郎兵衛、新平は富澤修理の直系で、連光寺村名主であつた。慶長十六年の名寄帳を見て最初に氣づくのは慶長三年檢地帳に較べて登載された人數が著しく少いことである。即ち檢地帳の八二人から、名寄帳では分附主五人と然らざるもの九人の計十四人に減つてゐる。そこで試みに分附主の比較を第十表に示した。

修理、將監、四郎左衛門の三名は共通の人名であるが、他の二人は異名である。そして同名の三人についても、兩年度の持高には、著しい變化が現はれてゐる。僅か十三年を距てた檢地帳と名寄帳とに認められるこのやうな差異は如何に理解すべきものであらうか。慶長三年の檢地に際しては直接耕作者の耕作權を認められた分附地に對して、分附主が上級所有權を名寄帳作製に當つて主張し、手作地と共に自分名儀で登載し年貢負擔の責任を明らかにしたと考へる事は、他村の事例に照して推測に難くない。然し乍ら連光寺村の場合には分附地の耕作者が全て排除されたのではなかつた。例へば源六郎は慶長三年檢

地帳では自己の田六畝廿八歩のほか修理分畑一畝十八歩、支番分畑三反二畝十六歩、合計八反一畝二歩であつたのが、慶長十六年の名寄帳には田畑合三五五斗三升八合の高持として記載されており、この數字は村内で、修理、將監につぐ大きなものである。また檢地帳では修理分一反二畝廿七歩、支番分三反一畝廿四歩、四郎左衛門分一反一畝一〇歩、合計四反六畝一歩の分附地のみを耕作してゐた彦左衛門は、名寄帳では二石四斗六升四合の持高を有する百姓として記載されている。更に檢地帳に居屋敷七畝一〇歩と自己の田一反六畝のほか、修理分畑一町六畝十六歩、合計一町二反九畝廿六歩の保有者であつた内藏助は、名寄帳には十二石八斗五合の分附主として現はれてゐる。かくの如き慶長三年の檢地帳と十六年の名寄帳との差異が如何なる記載基準の相違によるものであるか、そして前者の登載者八三名が後者の一四戸にどの様に整理されたかを跡づける事は出来ない。しかし前者に於ける居屋敷所有者が十二名であり、又一町歩以上の土地保有者が十六人である事、後者に二石未滿の者が皆無であつて、零細保有者が全く消滅してしまつてゐる事に注意したい。零細保有者は萬治二年でも元祿六年でも依然として少く、寶曆四年に至つて一石未滿の者が全戸數の約三割三分となるが、それでも慶長三年に五反未滿の人數が全人數の約五割五分を占めてゐるのに較べればはるかに少い。かく零細保有者の名寄帳上からの消滅は、人間が居なくなつたのではなく、十四の家に包含されたのであると考へたい。十四の家

は生活村落に於いて村落秩序維持の擔ひ手であるが故に村落内部に於いてはその土地保有を主張し、同時に貢租負擔の責任者となり得たのである。而して慶長十六年の名寄帳作製は近世的支配體制に對應して近世村落の原型から近世村落が出發する起點である。此の際此らの十四戸の「家」の構造は後述する如く、複合家族若しくは同族團的結合であつて、慶長三年の檢地による零細保有者は獨立の條件なくして耕作權のみを與へられたものであり、事實上は家族成員として家父長の統制に服して居り、近世初頭にあつてはその様なものとして「家」の中に姿を没したのである。

近世村落の形成過程で此らの家族成員は高分けによつて血縁分家若しくは非血縁分家として放出されるが、連光寺村の場合には零細農としてではなく、一應獨立し得る様な規模で放出されてゐる。即ち持高別構成で最大部分を占めるものが、萬治二年には五反以上一町五反未滿の層でその人數は二七人全體の七三%を占めていたが、元祿六年ではそれが一石以上五石未滿の層に移り、之が六六人で全體の七九・五%、寶曆四年でも同く一石以上五石未滿の六一人、五八%となつてゐる。これらを各年度の村民の中層とすれば、慶長十六年に比べて萬治二年及び元祿六年の戸數増加は中層の増加によつて居り、寶曆四年のみが一石以下の零細農の増加をみてゐるのである。各年度の戸數は慶長十六年が十四戸、萬治二年が三七戸、元祿六年が八三戸、寶曆四年が一〇六戸、明治三年が八三戸で寶曆四年の數字が特

近世村落形成期における新開と入會

殊な事情即ち寶曆三年の地押の集計としての戸數であり、檢地帳の場合と同じくその史料の性質から資料としての限界があるので、村落構成員の増加は元祿四年がピークと見るべきであらう。云ひ換へれば元祿六年をピークとして連光寺村の百姓増加は飽和點に達し、以後に於いては所謂水呑層の發生増加へと變質して行つた事が看取出来る。即ち慶長三年の零細保有者が直接所謂水呑層に移行するのではなく、その間に近世村落としての發展の限界が一つの契機として横はつてゐるのである。

分附主の動向について見ると、慶長十六年と萬治二年では分附主が五人から三人に減り、分附されてゐるが百姓として名寄に名を記してゐるものが十四人あり、うち十一人は市郎兵衛(忠右衛門の惣領)の分附で、其の弟である三郎兵衛を含んでゐる。又慶長三年、十六年に分附主であつた四郎左衛門は男子六人が夫々分家した事が百姓由緒書によつて知られるが、萬治二年の名寄では、四郎左衛門一町四反餘、主計九反八畝餘、茂左衛門二町二反六畝餘(但し此れのみは市郎兵衛の分附となつてゐる。四郎左衛門家は馬引澤の百姓であるが、茂左衛門は居を移した爲と考へられる。萬治二年の新田改帳には本村に入れられてゐる)喜兵衛一町四反六畝餘、勘左衛門一町九畝餘、長左衛門一町八反六畝餘、の六人の名が見え、本家である四郎左衛門は分附主でなくなつてゐる。

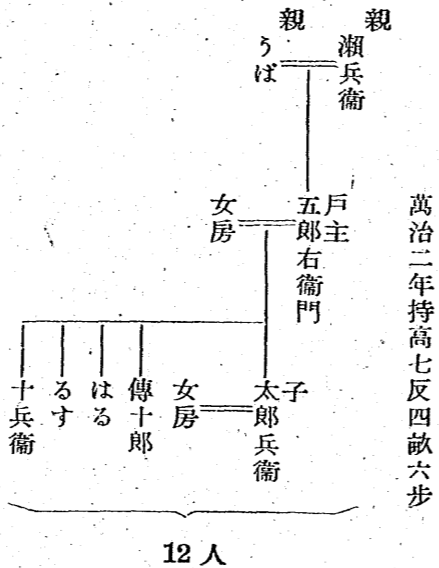
以上の様に慶長十六年を起點とする近世村落は十四戸の家父長的統制からの分家放出によつて構成員を増加させるが、連光

慶長―萬治年間の家族型態を知る史料が缺けてゐるのは大變残念であるが、萬治と元祿の略々中間に當る延寶二年によつて家族型態の動向を推測して見よう。

戸數の増加を見ると、萬治二年の三七戸に對して六三戸と約十六年間に廿四戸三八%の増加となる。元祿六年の八三戸は十九年間に二〇戸約廿四%の増加で、増加率が弱まつた事を示す。延寶の本村馬引澤下河原人數合計は四五九人、戸數六三戸で一戸平均七・三人となる。江戸時代後期の一般的な數字として知られてゐる家族員數平均一四・五人に比して一戸平均の數値が高い。小村毎に見ると、本村が一番低く六・八人で、富澤本家の二八人と一入家族のものを除くと、平均六・二人となり更に低くなる。下河原村が最も高く七・七人である。この差異は下河原村では水田を主とする農業經營が行はれてゐるためと考へられる。又全體で一人家族が一戸、二人家族が皆無、三人家族が三戸にすぎない事も、後期の一般農村の家族員數別構成と非常に異なつてゐる。

家族の呼稱は記載が簡單なので當時の呼稱の全てを含んでゐると思はれないが、親、女房、子、おい(甥)、うば、おと(弟)、下人などである。家族の内容で親夫婦と戸主夫婦、戸主夫婦と子夫婦、戸主夫婦と弟夫婦などの如く、二夫婦が一戸の内にあるものは本村に六戸、馬引澤に七戸、下河原に六戸、三組ある家は下河原に一戸、合計二〇戸で全戸數の約三割が單純でない構成を示してゐる。又下人を持つ家は本村に五戸、馬引

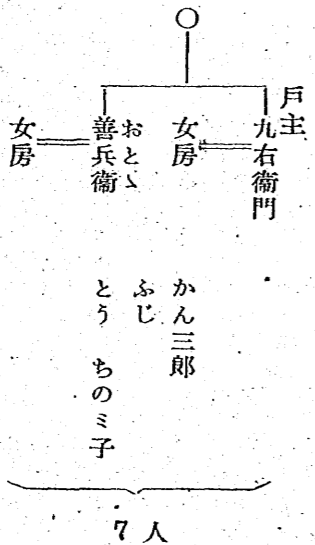
〔下河原五郎右衛門家の場合〕



萬治二年持高七反四畝六歩

血縁家族のみの複合家族である。

〔馬引澤村九右衛門家の場合〕



萬治・元祿共に持高不明

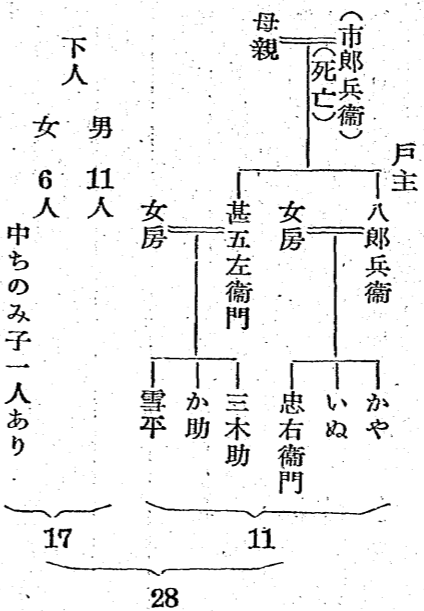
下段の三人は續柄が不明であるが、血縁者である。家族員數が少ない場合にも複合家族をなしてゐる例である。

近世村落形成期における新開と入會

澤村に七戸、下河原村に八戸、計二〇戸で、全戸數の三割が下人を抱へてゐる。下人の數は男三三人、女二三人、計五六人で總人口の二二%である。下人一人を持つ家は七戸、二人が六戸、三人が四戸、四人が二戸、十七人が一戸で、富澤本家の十七人の下人を除いて計算すると、下人を持つ家十九戸は平均二人を有する事になる。即ち此の時代では農業經營に於ける下人の意義は殆んど失はれてゐると見て差支へないだらう。

次に二三の家の家族構成の例を示さう。

〔富澤本家の場合〕 萬治二年手作地一〇町三反二畝十八歩



戸主の八郎兵衛夫婦と弟の甚五左衛門夫婦が同居し、更に下人十七人を抱へ、その中に乳呑子がゐる事から、下人の中に、夫婦がゐる事が判る。即ち血縁、非血縁を包含する複合家族である。

以上の諸例から見ても延寶二年には、相當分解が進んでゐるとは云へ、なお複合家族の型態が残つており、時代を遡る程、富澤本家の如き、血縁、非血縁を包含する複合家族が「家」の構造であつたと考へられる。而して複合家族が分解した後、本家分家關係に基き、殊に非血縁分家の場合にはヨリ強く系譜關係が身分的上下關係となり、本家に統制せられて、同族團を形成するのであつて、此の様な「家」が近世初期の近世村落の秩序の基礎をなしてゐたと考へられる。

次に延寶元年の家族型態を見てみる。同年度には九七戸五二八人で一戸平均五・五人である。戸數は元祿六年から五〇年間に一四戸一六%の増加、延寶二年から六六六年間に三五軒五六%の増加で、著しく増加率が低下してゐる。家族員數別構成は、延寶元年では最高二人家族で、九人家族以上は延寶二年の一八戸二〇〇人、人口全體の四三%を占めてゐたが、延寶元年では九戸八九人、人口全體の約一七%に過ぎなくなり大家族の占める比重が著しく軽くなつてゐる。之に反して五人家族以下は延寶二年では一九戸八五人で人口全體の一九%に過ぎないが、延寶元年では四九戸一七〇人、三二%と小家族の占める比重が著しく重くなつてゐる。複合家族が相當に分解した延寶期に比べても家族員數の矮少化が著しい事が判る。

延寶元年の年齢別構成に示した如く、村外へ奉公に出でゐるものがある。延寶二年で村外へ奉公に出でゐるのは、本村から、江戸へ男女各一人、他村へ男五人女一人、計八人、馬引澤村か

ら江戸へ男四人、他村へ男二人、計六人、下河原村から江戸へ男一人、合計一五人で、連光寺村全體から云へば江戸へ男六人、女一人、他村へ男七人、女一人が奉公に出てゐる。總人口の三〇強に當る。然るに延享元年になると、村外へ奉公に出てゐるものが八七人で總人口の二四強となり、その中に戸主にして奉公するもの五人、戸主の女房にして奉公するもの六人があり、四人家族にして全員奉公に出てゐるもの、或ひは幼弱なるもののみが残つて家の態をなさないものなどを見る事になつて、之らの事情を考慮すると、戸數の減少、或ひは家族員數別構成に於ける小家族の比重は更に重きを加へる事になる。

労働人口について見ると、村外への奉公人を除いて、村内にあるものにして一六歳以上六〇歳以下の男女合計二三七人で、總人口の約五六%となる。上記の年齢で村外へ奉公してゐるもの七三人で、一六歳—一六〇歳の者合計三二〇人に對して二三%強が村の労働人口から出て行つてゐる事になる。當面の問題には係りないが、延寶・延享の兩年度を通じて村外奉公人の約半數が江戸へ奉公に行つてゐるのは注目される。

總人口では延寶二年の四五九人に比べ、延享元年の五二八人は六九人一五%の増加で、さして増加してゐるとはいへず(戸數増加率は五六%)、更に延寶二年の人口から村外奉公人を除いた四四五人と、延享元年の村外奉公人を除いた四四一人を較べれば、僅に四人であるが、延享の方が減少さへしてゐる事になる。

手段として、關東の一農村の事例によつてさうやかな素描を試みたのである。

(註4) 享保二二年の「村中先祖が段々書印置け」とある百姓由緒書による。裏表紙に「座敷有合ひ者」として四一人の名が記されてゐる。恐らく村寄合の席順を示すのだから。忠右衛門(富澤本家)を中心に右に一三人、左に一七人、下段に十人が略々圓形に記されてゐる。

三 新田畑の開發

農業生産力の發展は農業技術の發達に基く單位面積當りの收穫量増大と、耕地面積の増大の二面に現はれる。連光寺村が近世初頭以來、農業生産力に於いてどの様な發展をなしたかを村落構造と關連させ乍ら本節に扱ふ事とする。

農業技術の發達については直接その様相を知る材料がないので、本節では主に耕地擴大の面を明らかにしてみよう。

耕地擴大の動向を知る史料として、次の九つの時點の新田新畑改帳がある。

- ①慶長三年(一五九九) ②慶長十二年(一六〇七)
- ③寛永五年(一六二八) ④寛永十年(一六三三)
- ⑤萬治二年(一六五九) ⑥元祿五年(一六九二)
- ⑦享保二年(一七一七) ⑧元文二年(一七三七)
- ⑨延享三年(一七四五)

第十三表に新田新畑の開發地積を示した。但し延享三年は特殊な事情の下に行はれた新田取立であるので、節を改めて扱ふ事

近世村落形成期における新開と入會

第 13 表 新田畑開發地積表

	下 田	下 畑	居(屋敷地)	合 計
慶 長 3 年	7町6反8畝13歩	3町0反5畝 3歩	—	10町7反3畝16歩
慶 長 12 年	1 0 3 25	7 7 4	—	1 8 0 29
寛 永 5 年 (本村ノミ)	1 0 5 10	2 0 2 9	12畝(6人)	3 1 9 19
寛永10年	本 村	9 2 25	2 5 7 29	4 7 2 3
	下 河 原	6 20	9 2 13	
萬治2年	本 村	7 7 4	1 1 0 22	2 3 0 29
	下 河 原	2 6 24	1 5 19	
元祿5年	本 村	3 2 23	4 1 8	1 2 2 26
	下 河 原	8 13	3 1 12	
享 保 2 年 (本村ノミ)	—	6 0 —	—	6 0 —
元 2 年 文	本 村	—	2 8 18	4 1 9
	下 河 原	—	1 2 21	

以上を要するに連光寺村の人口は延寶二年以來停滞しており、戸數の増加は必ずしも人口の増加によるものではなく、複合家族の分解によつて生じた戸數増加であり、延寶二年には全戸數の三割が、多少複合家族的構成をもつてゐたといへ、分解のテンポ、戸數の増加がもはや弱まる段階であつたと云へるだらう。

(註1) 慶長三年檢地帳六冊の表題は次の通り。

- 第一冊 「武州多東郡連光寺郷御繩打水帳」
 - 第二冊 「武州多東郡連光寺之郷御繩打水帳」
 - 第三冊 「表紙缺」(馬引澤分カ)
 - 第四冊 「武州多東郡連光寺之郷下河原御繩打水帳」
 - 第五冊 「武州多東郡連光寺之郷屋敷御繩打水帳」
 - 第六冊 「武州多東郡連光寺郷舟郷御繩打水帳」
- 檢地役人は竹川監物、井口茂右衛門、窪田久左衛門で、總奉行は大久保長安と考へられる。

(註2) いはゆる用水關係史料は此の村では幕末期に多少見られるだけで、近世前期には殆んど見られない。僅に個人所有の池水の史料が一、二點あるのみである。史料がないから「水」の問題がなかつたとは云へないが、以下の行論では「水」について觸れる事がないだらう。

(註3) 太閤檢地内至は近世初頭の檢地について安樂城盛昭氏宮川滿氏、後藤陽一氏等を始めとし幾多の業績が盛に發表されてゐる。そうした先學諸氏の論稿を理解するための

とする。

第十三表についてみると、合計欄では、慶長三年がもつとも大であるが、村全體が檢地をうけて行政村落として把握された時の數字であり、以後の新開とは多少意味が異なつてゐる。此の年の新田畑の大部分が下河原村のものである事は先に見た所であるが、枝郷としての下河原村が新村として開發され、略々此の年に完了したと云ふ事が出来る。即ち以後の新開に於いて下河原村の占める數字は可成低い。これは本村分が馬引澤村を含んだ戸數人口に於いて下河原村にまさるために生ずる差といふだけではなく、下河原村の持つ自然條件―多磨川によつて西方に境界が限られてゐる事によるものとしたい。

居屋敷の増加は、寛永五年に本村の六戸、寛永十年に下河原の六戸が注目され、元祿六年に至つて本村下河原に三戸づゝが增加する。居屋敷が寛永年間に飛躍的に増加（慶長三年の屋敷水帳には明屋敷、寺を含めて二四筆が記載されてゐるのに比較して）してゐるのに對して、新田畑開發の地積は寛永十年をピークとして以後は漸次減少してゐる。

次に各年度の開發人別に開發地積を集計して、地積別構成を第一四表に示した。小村毎の集計が出来る分は小村毎に示し、その末尾に村全體での構成を示した。寛永十年、萬治二年、元祿五年がそれであるが、合計欄で、本村馬引澤下河原の數字と比べて二人から三人少いのは小村毎の出入作を整理した事による。

開發者の人數は元祿五年迄は増加し、以後減少する。開發地積の大きでグループ別にすると大體の傾向としては五畝以上のグループは寛永十年を境として減少し、五畝以下のグループは元祿五年迄増加する。即ち元祿五年迄の開發者増加が寛永十年を境として、以前は比較的規模の大きなものゝ増加、以後は規模の小さなもの、特に一畝以下の零細な開發者（二歩とか二

歩と云つたものまである）の増加による事が判る。此の傾向は一筆當りの平均地積と、一人當りの平均地積によつて裏づける事が出来る。第一五表に示した如く、寛永十年迄は一筆平均二畝臺であつたのが、萬治二年、元祿五年の兩年度は一畝以下となり、享保、元文に至つて漸く一畝臺となる。一人當りの平均も同様に寛永十年と萬治二年では大きな差を示してゐる。

享保、元文期の開發は元祿以前の場合と異なり、何か整然とした様子があり、計畫的な開發状況がみられる。第一六表に享保五年の開發地積が整然としてゐる様相を示した。享保以降の開發は元祿期迄の開發と異なつた意味を持ち、その計畫的な面がはつきり幕府の農政とか、はりを見せ乍ら現はれるのが延享三年の村請新田取立である。

各年度の特長な記載について見ると、分附地の有無を指摘出来る。慶長十二年には分附記載があり、修理分と支番分である。開發者は慶長三年の檢地帳の場合と同じく、自己の保有地の他に、兩人の分附地の何れをも開發してゐる。寛永五年では分附は忠右衛門分と兵庫分である。忠右衛門は修理の俸で、分

第14表 新開田保地別構成

年 號	慶長12年		寛永5年		寛永10年		萬治2年		元祿5年		享保2年		元文2年				
	全 村	全 村	本村	馬引澤	下河原	計	本村	馬引澤	下河原	計	全 村	本村	馬引澤	下河原	計		
3反以上																	
2反 差		2		2	1	3		2			1						
1反5畝 差			3	7	1	8	1	4	1	1	0						
1反 差	2	4	1	4	1	5	0	0	1	1	0						
9畝 差	2	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0				0		
8 "	3	2	2	0	0	2	1	0	0	0	1				0		
7 "	2	12	3	10	110	0	1	1	8	0	0	2	0	2	0		
6 "	2		5	1	1	4	6	1	1	0	0	0	0	0	0		
5 "	3		0	4	0	6	2	0	2	2	0				2		
4 "	7		5	1	1	4	3	0	0	0	2				2		
3 "	2		2	1	0	5	6	2	2	2	4				3		
2 "	4	18	5	15	5	15	8	30	14	35	13			4	11		
1 "	5		3	2	1	4	3	10	8	8	2			1	2		
1畝以下	5	5	3	3	2	4	7	15	5	22	2			1	4		
人 數 計	37	37	21	10	19	48	23	22	17	59	42	21	60	17	16	16	19

近世村落形成期における新開と入會

第15表 慶長—元文新開田畑地積 一筆當り及び一人當り平均

		筆 數	平 均	人 數	平 均
慶 長	12 年	84	2畝 4歩	37	4畝 26歩
寛 永	5 年	110	2畝 27歩	37	8畝 19歩
寛永10年	本馬引村澤	145	2畝 12歩	31	11畝 9歩
	下河原	42	2畝 10歩	19	5畝 9歩
萬治2年	本馬引村澤	200	11歩	42	1畝 25歩
	下河原	51	15歩	17	1畝 17歩
元祿5年	本馬引村澤	103	22歩	42	1畝 18歩
	下河原	48	28歩	21	2畝 5歩
享 保	5 年	48	1畝 8歩	17	3畝 16歩
元文2年	本 村	23	1畝 7歩	16	1畝 23歩
	下河原	16	24歩	16	24歩

地 積	筆數
4畝 15歩	1
3畝 9	1
3 2	1
3 2	1
2 2	1
2 2	1
2 1	1
2 1	1
1 1	1
1 1	1
1 1	1
1 1	1
27歩	3
24	5
18	2
15	2
12	2
9	2
6	2
3	4
計	48

第16表 享保五年開墾地積表

附記載には忠右衛門分修理とあるものがある。即ち分附されたものの中には同一の「家」に属するものがあるものである。兵庫は玄蕃の伴である。亦居屋敷六筆の中、五筆迄は忠右衛門分となつてゐる。此の帳の末尾に「馬引澤宗久」なるもの、新田畑居屋敷を記した一紙が結びつけてあるが、宗久は慶長十二年には修理分宗久として田一畝二歩を開いてゐるが、寛永五年には二反五歩を開墾し、二畝二四歩の居屋敷を持つてゐる。一紙の裏に名主・五人組頭と思はれる五人が立合署名の旨記してある點から見て、此の年には一軒前の百姓として認められたと考へられる。寛永五年の本帳には宗久は見えない。

寛永十年では本村に忠右衛門分、兵庫分があり、下河原村には將監分、長兵衛分、庄左衛門分がある。居屋敷には分附記載はない。

萬治二年には分附記載はない。萬治二年の名寄帳と對比すると名寄帳に見えるものは全て新田畑改帳に現はれてゐる。名寄帳に見える一郎兵衛分附の十一人の中、四人の開墾は馬引澤村

で行はれて居り、耕地擴大の努力が小村の内部以外へ向けられてゐる事が判る。

元祿五年には八郎兵衛(忠右衛門の孫)分があるが、分附されてゐるものは下河原村のものであつて本村へ入作し、その入作地が分附地となつてゐる。人数も僅に三人である。

享保二年、元文二年には分附記載はなく、兩年共に川崩の貼紙が殆んどになされてゐる。

以上述べた所から、新田畑開墾には三つの歴史的段階がある事を知る。慶長十二—寛永十年は比較的規模の大きな開墾がなされ、萬治、元祿期は小規模なむしろ零細とも云へる開墾がなされ、享保、元文期は計画的な開墾がなされてゐる。居屋敷の増加も寛永年間が注目され、分附記載も寛永年間で消滅する。右の様な事情を前節に見た村落構造の變化とあはせ考へてみよう。家の構造で述べた如く、近世初頭は複合的大家族によつて農業經營が行はれ、延寶期はそうした複合家族の分解の完了期であつた。寛永十年迄の比較的規模の大きい新田畑開墾は複合的大家族の勞働力の多量の投入によつて行はれ、此の時期迄の規模の小さい開墾は複合的大家族成員のほまぢ田的性格を有し、複合家族分解の際の經濟的基礎となる。寛永年間の居屋敷の増加は複合家族の分解、家族成員の獨立を意味し、慶長十六年の近世村落構成員十四戸から、萬治二年の三四戸へ増加する發展の足取を示してゐる。同時に開墾規模が寛永十年と萬治二年で大きな變化を見せるのは、複合家族の分解による投下勞

働力の矮少化によると共に、新開の對象となる未耕地への新開制限を考慮せねばならぬ。近世村落が形成される過程で、「家」の構造のあり方が、生産力發展の一つの限界をもたらし、そうした家の結合である近世村落が此の段階の農業生産に於いて村落全體としての再生産に必要な稼場の確保の爲、新開を制限する方向に村落規制を形成せしめたであらうし、又内部的な限界を打破らうとして外延的な發展に向へば周邊村落との接觸から、反つて村落結合の強化を齎らし内部への制限が強められた形ちで現はれてくる。次節に周邊村落との接觸に齎らされる諸限界を述べるが、その様な過程を経過して、萬治・延寶・元祿期は近世村落が確立し、固定化する時期であり、享保・元文・延享期は確立した生活村落の諸規制の中で、領主の政策とのからみ合からする新田畑開墾が行はれるのである。

四 入會野

生活の場としての「生活村落」には二つの要素がある。一つは一定の人間集團の存在であり、一つはその様な人間集團が生活の根柢を置く地理的な領域である。前二節では一定の人間集團がどの様な社會を形成し、生産力を發展せしめたかを明らかにしたが、本節では生活の根柢たる地理的な領域が排他的に確立される過程を追求しよう。

織豊政權以來封建領主は村を單位とする徴税組織にその財政的基礎を置いたが、此の場合の村は生活村落としての面からではなく、行政村落としての面から把握されてゐるのである。

いはゆる「村切」は初期には耕地及び人についての對領主關係
 Ⅱ 貢租收取關係の整理を目的として居り、村落内部での構造的
 變化即ち中世的名主の複合家族的經營（それは同時に軍事組織
 でもあった）の分解と共に、生活村落の地域決定の方向へ變質
 して行つてゐる。それでも尙、耕地についての政策であつて、
 生活村落がその村の生産力の再生産（單純並に擴大）に必要な
 未耕地の部分については關與してゐない様である。檢地と村切
 は行政村落の把握にとつて重要な問題ではあるが、近世村落形
 成の問題の全てを包含してゐるものではない。

封建領主權の發動によつて計畫的に新村が創設されるのでは
 なく、自然發生的に村づくりがなされた場合、或ひは中世村落
 がそのまま近世に持込まれた場合、生活村落がその生活基盤で
 ある地域に生産力發展の一つの條件である耕地擴大、更に生産
 力の再生産過程に於いてその農業技術の發展段階から必要缺く
 べからざる肥料源としての林野に外延的に進出した時、村落内
 部での規制も働くが、外延的な發展による村と村との接觸は排
 他的に土地利益及び占有を確立しやうとして、生産力發展の方
 向に限界を與へる事になる。此の限界を當事者が自己に有利に
 導かうとすれば、力と力の問題となり、これを法によつて平和
 を回復しやうとすれば野論境論となる。即ち近世村落が、自己
 の生活基盤としての地理的範疇を排他的に確立しやうとするの
 であり、又かうした排他的な行動によつて益々一定の結合體と
 しての意識が強化される事になる。此の様な接觸の時期は、そ

の村及周邊村落の成立と發展のテンポによつてきめられるもの
 であり、その衝突の際の力關係は近世村落の内部構造にかゝり、
 平和への回復は占有及び利益の慣習的事實の立證に基づく
 法理の援用による裁判によつて齎らされ、更に關係する村々の
 對領主關係即ち關係する村々が同一領主に支配されてゐるか、
 異なる領主に支配されてゐるか等によつて生ずる封建領主間の
 力關係が加はる。

イ 野論・境論

連光寺村を當事者とする野論、境論は史料の殘存する限りで
 は寛永八年より延寶二年に互つて行はれたものを主とする。先
 に連光寺村が本村、馬引澤村、下河原村なる小村Ⅱ生活村落を
 中に含んだ二重構造の生活村落である事を述べたが、野論、境
 論では小村は争論の主體としては現はれてゐない。
 次に野論、境論の史料を檢討紹介しよう。先づ夫々の史料に
 ついて當事者の申分を次に掲げる。

〔一〕 寛永八年未ノ四月廿六日付の大丸村連光寺村野論

此の史料は連光寺村から評定所へ提起した訴狀である。文體
 が簡潔であるため文意のとれない所もあるが次の様に解してお
 く。一宮村青柳村關戸村の三ヶ村が「連光寺野」へ入相ひ、此
 の野には公方運上Ⅱ野錢が課せられ、連光寺村名主を經由して
 野錢を納めて居た。その野へ大丸村から新畑を開いたので異議
 を申出たが、既に新畑が出来たので檢地して野錢以外に貢租を
 取立てゝもらひたい。

〔二〕 寛永十六年卯ノ三月二日付の入會野への地頭立山に對す
 る訴狀で、文書の前半は失はれ、且缺損もあるが、天野孫左衛
 門が地頭となつて以來、從來の入會野について農民の利益權を
 おびやかす様な事態が起つた爲、入會村の農民から提起された
 訴訟の目安寫である。

- (1) 野錢を納めない者に對して寛永十一年五月廿日まで入會野
 へ入ることを禁止した。
- (2) 地頭御臺所薪のための立山を設定した。
- (3) 地頭が野を賣つた。
- (4) 御入國以來代官支配の際（神吉彌五介、大久保石見、今泉
 次大夫、中根吉兵衛）には、「坂濱連光寺野へ入來り野錢永壹
 貫三百文納申上候ニ只今京錢拾貫三百文ニ而納申」す様になり
 野錢の増徴が行はれた。
- (5) 「方々に御立山被成ニ被成候へハ四ヶ村ノ御田地仕付申候
 儀不能成何共迷惑仕」つてゐるので、野を明ける様に地頭に仰
 付けてもらいたい。

〔三〕 正保三戌年の札下村々より札本村に對する訴訟である。

(A) 札下村目安

文書に鼠害が多く、文意の明らかでない部分もあるが、札本
 村たる坂濱村連光寺村が、札下村たる關戸村、市宮村、青柳村、
 有山村の四ヶ村に對して、入會野に入つて草刈をする事に實力
 行使による妨害を加へた事を訴へた正保三年四月廿日付の目安
 でその主意を摘記すれば、

- (1) 天野孫左衛門の知行所である「小澤野之内坂濱村連光寺
 村」の野に札下村が入會つてゐるのは寛永十九年并に正保二年
 三月廿日の評定所の書物に明らかである。然るに正保二年八月
 に山本之名主は「野をせき申候」
- (2) 正保三年四月十六日十八日に「山本之名主織部、忠右衛門
 と申^候」を摘、草かり候者人馬共に散、打擲仕候」
- (B) 正保四年の札本村陳狀

〔二〕 及び〔三〕(A)の訴狀に對して連光寺村名主忠右衛門、惣
 百姓から差出した答書である。

- (1) 寛永十六年に札下村の者から地頭薪山其他の立山について
 訴へがあつた。
- (2) 札野の内には薪山の外壹ヶ所も立山をしてゐない。又寛永
 十一年五月廿日迄野を留めた事もない。
- (3) 下屋敷を賣野にした事もない。
- (4) 地頭薪山は寛永十一年に札下村とも相談して貳ヶ所を立て
 た。然るに寛永十九年八月三日に「押込新取申候間斷仕候」所が
 評定所の入會つてよしとする書物があるからと却取つてゐる。
- (5) 「百姓林」を刈つたので斷つたが、評定所裁決を言ひたて
 ゝ「百姓山すゝき林拾七分分」を却取つた。却取行爲の根據と
 する寛永十九年の評定書の書付を調べて貰ひたい。
- (6) 寛永十六年の目安では地頭を相手に訴訟し、百姓に對して
 は申分がないと云ひ乍ら、百姓林を刈るのは迷惑である。
- (7) 百姓林は先規より持つてゐるものは今も持つてゐるが、本

百姓」の内に拾人持たないものがある。併し新林をたてる事が出来ないのも持つてゐない。

(8) 正保二年三月廿日に檢使の見分によつて地頭林をとりきめ、「入不來所江於入者曲事之由札下へ御證文被下」た。所が五月七日に押込取取をした者がゐる。

(9) 正保三年四月十八日に札下四ヶ村が「すわ山と申百姓林刈取申候間草おさへ可申由斷仕候」所が實力行使となり怪我人が出た。

(10) 右の際に札本の百姓が一人連去られて「ぼうしぱりに仕今ニ留置申候」

(11) (正保三年の目安の第一項に「天野孫左衛門様御知行所小澤野之内」とある)「小澤と申へ惣名ニ而七村御座候へ共先規ハ札野へ連光寺野斗ニて殘六ヶ村之野へハ入込不申候」昔は小澤野として野札を出してゐたが、今は連光寺野と書く様になつた。代官支配の頃は野札貳拾六枚を出し、永壹貫三百文を納めてゐた。寛永十四年(天野氏知行所となる)に拾三石の高に結んだ。

(C) 入會出入ニつき地頭の陳狀

前缺にして又日付を缺き、寫しではあるが書體及び内容からして正保四年に地頭の差出した陣狀を村方で寫したものだと思はれる。

(1) (文意が通らないが訴訟を受理した事を述べてゐる)

(2) 札下村から訴訟があつたので、野札を從來出してゐた外に、新札廿七枚を出した。

(3) 札錢は歳入の時分から壹枚ニ付貳百文である。但し名主七人は百文づゝである。

(4) 下屋敷を置いたと云ふ非難に對して「我等名主」(連光寺村名主)に穿鑿したがその事實はない。

(5) 新屋敷は四年以前に自分が立置かせた。

(6) 實野にしたと云ふ訴へは名主に尋ねられたい。

(D) 内濟取替證文

札下四ヶ村(關戸村、有山村、一ノ宮村、青柳村)の名主、組頭、惣百姓と連光寺村名主、名主子、惣百姓、間に取替はされた内濟取替證文で、證人として八ヶ村のものが連印してゐる。裏書に、小澤半左衛門、三宅彌次兵衛の印判花押がある。(承慶元年十二月廿日付)

(1) 地頭新山二ヶ所、屋敷一ヶ所の都合三ヶ所以外に地頭立山并に名主百姓衆新林はない。

(2) 坂濱村連光寺村同意の札野としたのは間違ひで、坂濱村札野ではない。

(3) 地頭林并に百姓林を新林として入込刈取つたのは間違ひであつた。

(4) 判決のために評定所から繪圖木改を仰付けられたが、札本が作つた繪圖木數寸法に間違ひがなく、且前項の點からして評定所へ行くのは止めた。

(5) 上記の事情からして近郷の名主衆を頼み、更に三宅、小澤兩人に頼んで「天野孫左衛門へ被仰内證ニ而御濟被下」れる様

にしてもらつた。

(6) 此の様に内濟したからには「地頭新山屋敷名主百姓衆山屋敷江少も入込申間敷候」

(E) 前條入會野出入内濟の際の扱人請狀

之は(内)の扱人から裏書人である三宅、小澤の兩人に差出した請狀で、内容は(1)と略々同じであるが、次の點が異なつてゐる。百姓林を拾壹年間(寛永十九一承應元)刈取つてゐたのであるから賠償金として「か屋錢」を出す所であるが、地頭天野氏が免除して呉れた。

(四) 延寶元五年の連光寺村大丸村境出入狀

(A) 連光寺村訴狀

破損甚しく、差出者も記してないが、連光寺村からの訴狀である。(十月日付)

(1) 入會野を大丸村内野と稱してゐるが、内野と云ふのは村について居るのを云ふのであつて、四ヶ村が入會つてゐる地を越へてその外に内野がある筈がない。又二拾年以前(承應元年)から開いた畑を五拾九年以前(慶長十九年)の實取帳(見取帳)にある畑だとしてゐるが、連光寺村の地を何故に大丸村の實取帳に記載される事があらうか。

(2) 八年前(寛文四年)の大丸村長沼村百村坂濱村山公事の繪圖に境がはつきりしてゐるから繪圖を見られたい。

(B) 大丸村訴狀

寛永元年以來朝倉織部正知行所である大丸村名主、惣百姓よ

近世村落形成期における新開と入會

り寛永十年以來天野孫左衛門知行所である連光寺村名主、惣百姓を訴へてゐるのである。(延寶元年十一月朔日付)

(1) 「御入國以前に他の構無御座候大丸村之馬草場」を五月十六日に連光寺村の者が實力によつて用益を妨害した。

(2) 御入國以前より大丸村と連光寺村とが入會つてゐた馬草場である。寛永五年に大丸村、坂濱村、長沼村が野論をした時、野境は「立道切」即ち新道を造つて境とする事にし、連光寺村と大丸村の名主が立合つて境目をきめ、以來立道切を守つて「何の申分無御座」と過してきた。然るに五月十六日に連光寺村が「他に構なき大丸村之馬草場」の平和を破り、鎌を取上げ「御定の立道をやふり理不盡のいたづら」をした。何共迷惑である。

(3) 舟ヶ臺及び河原ヶ谷といふ二ヶ所は「隣郷他領之無構所」であつて、此の兩所の野境には坂濱村長沼村大丸村の入會野があつて野論も度々であつたが、兩所には「古來々之畑數多御座候而大丸村持居屋敷同前之馬草場ニ而御座候故自餘之かまひ毛頭無御座候」場所であつた。

(4) 連光寺村の妨害の理由をきいた所、新畑があるから入會野であると云ふ申分であつた。しかしその畑は「大丸村之百姓清右衛門家人彦右衛門と申者」が承應元年より手作致し、四年以前(寛文九年)に死んだが、倅も居り、其上主人清右衛門も生存してゐるのであるから、右の畑は「大丸村之切畑」に相違ない。連光寺村の「無筋申分一圓合點不參候」

(5) 大丸村の馬草場の内には「本高古畑多御座候」其上古來の

畑をあらして馬草場にしたり、或ひは古畑の切替をしたりして、四拾ヶ所餘の切畑がある。更に代官森屋喜大夫改の野帳もある。然るに連光寺村は新畑がある事を證據として云立てゝあるが、之は「無筋證據」である。

(C) 連光寺村陳狀

延寶元年十一月九日付(野出入ニ付答書)

(1) 大丸村が申立てゝある四ヶ村野論に連光寺村は關係してゐない。その上「拾三石之御高ニ御結御座候札野」を大丸村馬草場と稱するのは札本札下一同合點のゆかぬ所である。

(2) 關戸村原村一宮村有山村の札下四ヶ村が野錢を納めて草を刈つてゐる野へ大丸村の者が五月十六日に押込んで草を刈つた。之を札下の者が見付けたので(不法侵入の)證據として鎌を七具取上げたのである。

(3) 連光寺村が新畑新林を造つて、札下村と野公事をした際、檢使の命令でそれらを荒したが、二子澤に畑貳枚、河原ヶ谷に畑壹枚都合三枚を獲して帳面につけ、今も耕作してゐる。河原ヶ谷の畑は「此方之百姓佐次右衛門と申者開き申候畑」で拾年前(寛文三)に三年間、壹年に錢五百文宛とり、小作に預けた事があるが、今は此の方で耕作してゐる。それを大丸村から開いた畑であると偽りを云つてゐるのである。

(4) 大丸村の證右衛門と云ふ者は「前々、連光寺村之地ニ御座候處を大丸村之地ニ而御座候と申候而公事ニ仕儀罷在間敷由申候故惣百姓仲間を六拾日餘はつされ申」してゐたが、今は一道

してゐる。

(5) 寛永十六卯年に用木川流しの際、夫役を村境迄出した。その村境は二ノ山である。

(D) 内濟取極手形

延寶二年三月九日付(野境出入ニ付内濟取極手形)

連光寺村名主組頭惣百姓と大丸村名主組頭惣百姓との間に取替はされた内濟證文である。野境は正確にきめられ、論所の中心であつた畑は連光寺村内に取込まれた。

以上四件十一通の文書は二つに大別出来る。一は連光寺村と札本村と關戸村一宮村青柳村有山村の四ヶ村と札下村との間に起つた連光寺野への入會に關する野論であり、他は連光寺村と大丸村を係争者とする馬草場出入の野論である。そして此の二つは出入の對象を共に連光寺野に置いてゐる點で關連してゐる。出入の起つた時代は野論は寛永末年から承應にかけてであり、境論は延寶年間である。

まず境論を吟味しやう。連光寺村と大丸村との間の争論の初見は「一」寛永八年新開畑出入である。此の時の連光寺村は初めは積極的に大丸村の新開畑を阻止しやうとしたが、出来上つてしまつた時には封建領主の檢見を願つて野錢以外に貢租負擔が自己にかかるのをさけやうとしてゐる。此の段階ではいまだ野に對して占有權用益權を積極的に主張し、境界を設定しやうとする意思は認められない。ただ公方運上野錢の負擔納入を連光寺村及び入會三ヶ村が果してゐる事實を示して領主權との關

係におゐて連光寺野の管理權がどこにあるかを示してゐるにすぎない。此の様な消極的な態度が正保・承應年間の野論の決着と共に變化し、積極的に連光寺野の占有權用益權を主張する様になるのである。まず延寶元年五月十六日に連光寺村及び札下村と大丸村との間に實力行使による衝突が起る。兩者の訴陳を見て第一に氣づくのは兩者共に五月十六日の衝突に至る迄、争論の對象となつた野に對して平和な用益が行はれてゐた事を主張してゐる事である。平和な用益の慣行的事實に基いて占有權更には所有權が成立するのであるから、もしその權利の成立を妨げんとするならば相手の平和な用益の慣行的事實の申斷若しくは否定が必要である。反對に平和な用益の事實を立證しやうとする意思は侵入者と目される者に對する排除行爲となつて現はれる。

訴陳で氣づく第二の點は争論の對象となつてゐる野に存在する耕地の所有權がどの村のものに歸屬するかを争つてゐる事である。即ち野の平和な用益とは具體的には、刈敷を刈取る事と、新田畑を開く事の二つであるが、刈敷をかる事よりも耕地として用益する事の方がその用益がヨリ永續的であり、用益の慣行的事實を立證するにはヨリ適切である。

大丸村は論地には古來から大丸村に所屬する畑があつたと云ふ。此の點は「一」を見てもその主張にうなずける所がある。然し連光寺村は「一」の時の曖昧な態度を脱して、野の管理權野錢納入の事實を楯に斷乎として論地の歸屬を主張する。こ

近世村落形成期における新開と入會

とに河原ヶ谷の畑に關する兩者の申分は注目し値する。即ち大丸村はその畑は大丸村の百姓の家人が開發したのである。たとへその耕作者が死んでゐてもそれ迄耕作してゐた事實を認める證人として死者の伴と死者の主人がある。と云ふ。即ち耕作者の身分關係を論理の中心において主人が大丸村の百姓なのだから畑の地籍は大丸村に歸屬すると云ふのである。連光寺村は、連光寺村の百姓が開發して小作させてゐたにすぎぬ。しかも小作は既に取上げて連光寺村の者が耕作してゐる。即ち開發と云ふ先取得權によつて所有權は連光寺村の者が持ち、單に小作關係による占有が三年間あつたにすぎぬとして耕地の地籍が連光寺村に歸屬する事を主張する。一方の村落にあつては身分關係を通じて村に關係するものが、他の村の構成員と經濟關係を結ぶ時には對等な立場にある事を示してゐる。此の様な面から家の構成員(血縁たる、非血縁たるを問はず)の獨立が進められてゐる事を物語つてゐる。

亦「四」(C)の(4)に大丸村の百姓が此の出入公事に反對したため、村八分をうけ、後に屈して村と一致した行動をとつてゐる例があつて、村落規制が既に強く構成員を統制してゐた事を示してゐる。

延寶三年三月に至つて境論は連光寺村に有利に内濟し、評定所に繪圖を呈出して解決し、村境が法的確認をうけた。連光寺村に有利になつたのは野に對する平和な用益占有管理が實證されたためであらうが、連光寺側を強く結束せしめたのは、寛

永—承應の野論であつたと思はれる。

次に野論について吟味して見よう。野論に關する一連の史料から論地の上にある諸権利がどの様なものであつたか明らかとなる。最上位にあるのは封建領主の野錢徴收權である。野錢の徴收は家康の關東入部に始まり、寛永十年に天野氏の知行所となつた時に野高十三石に結んだが、收納は錢で行はれた。此の權利は封建領主權に基づくものであつて、土地に對する直接の利益占有を主張するものではない。たとへ領主であつても自己の利益占有を設定するためには、その野に對して利益權即ち入會權を主張する近世村落の同意の下に立山の宣言が行はねばならない。野論はこの領主の恣意的な新山設定による入會慣行の妨害がその原因の一部分をなして居り、たとへ相手が封建領主と云へども近世村落の生産力發展の障害となる場合には、利益權の侵害者として對等に評定所で争ふ事が出来た。即ち野錢を徴收する事と、地頭新山から薪を採取する事とは法的根據が全く異なつてゐるのである。たゞし採取した薪を地頭が行政村落としての連光寺村をして江戸屋敷へ運送させる事は領主權に基づいてゐる。

次に連光寺村は野の管理權を持つてゐる。野の管理權の内容は入會村である關戸村、一宮村、有山村、青柳村から野錢を受取り代りに野札を發行する事である。連光寺村は野錢納付の義務を負つてゐない。此の場合の連光寺村は行政村落としての機能果してゐるのである。札本村、札下村なる呼稱は野札の發行

の關係による。この管理權は連光寺村の地理的條件即ち札下村四ヶ村は連光寺村地内を通つて連光寺野へ入らねばならない事に依り野元としての連光寺村に與へられてゐるのである。野元であると云ふ事は札下村四ヶ村の入會權、利益權よりも強い利益占有を主張し得る立場にある事となる。札下四ヶ村は野錢を納める事によつて領主から利益權を認められるのであり、野錢を納めない場合、若しくは領主の恣意により山を留められた場合には、具體的には野の管理者たる連光寺村行政村落が入會村民の利益を妨害し排除する事になる。寛永年間の史料ではいまだ連光寺村生活村落は野に對する占有者としての立場からは行動してゐない。しかし右の様な排他的な行爲を重ねる中に、一方には幕藩體制の整備による領主身分と農民身分の分離の強化が行はれ、身分秩序の嚴格化による法の適用の分離があり、他方野の管理者たる連光寺村の村落構造の變化があり、領主對入會村の係争が野元對入會村の係争へと轉化する。村落構造の變化とは前二節に述べた如く、複合大家族の分解による村落構成員の増加及び、そうした獨立の經濟的基礎である新田畑開發即ち野の耕地としての占有利益の増加並に再生産の條件としての刈敷の需要増加等であり、こうした事情は、野の管理者としての立場から、村落の生産力發展の條件たる野の排他的確保を目的として、生活村落としての立場から野論に立向はふ方向へ轉換させる事になる。生活村落の排他性とは村落構成員の生産力擴大若しくは維持のために正規の村落構成員以外の

ものに對して自己保存の意思を表明し、行爲する事である。

かくして承應元年の内濟證文では係争當事者として連光寺村と入會四ヶ村の間に入會慣行の法的確認がなされるのである。その慣行として認められたのは入會村は地頭林井に百姓林に立入らない事であり、地頭林井に百姓林でない部分では野錢を納め、野札をもつ者が入込んで刈敷を刈る事が許されたのである。

此の様に入會慣行の法的確認に際して重要な役割をもつた野錢野札及び百姓林について少しく立入つて述べよう。

野錢野札

入會村からの入會權、利益權の具體的表示である野錢野札について述べよう。前にも述べた如く野錢は代官支配の頃は永壹貫三百文であり、野札は二六枚出た。連光寺野が天野氏知行所となつた時、野高十三石を結び、京錢拾貫三百文を納め、野札は新札二七枚を加へて合計五三枚が出された。萬治二年から寛保二年迄毎年「札名書之覺」が作られ、毎年野札を交附したものの名前を記した。覺には次の様な請書がついてゐる。
「一札數之義五二枚四ヶ村へ名書之通札請取申所實正也札持不申いて野へ入申いへ、馬くわ御取可被成い殊ニ借シ札仕間敷い爲後日如此以上
(連印略)

右之外籠舎之者之札五札御願申上いニ付て被下い
野札數は寛永十年から更に新札十九枚を増して七六枚となつて

近世村落形成期における新開と入會

みる。第一七表に萬治二年の札數を村別に示した。

第 17 表 村別野札數

	本札	籠者札	新札	計
御領所	12	1	9	37
關戸村	15			
有山村	4	0	1	5
分領村	11	4	9	31
一宮村	7			
青柳村	3	0	0	3
計	52	5	19	
合計		76		

此の數は寛保二年迄殆んど變らない。札下村の札數の増加は札下村の生活村落構成員の増加を意味し、萬治二年で固定したと云へる。先の野論の結果が「覺」を作成せしめ、札下村の生活村落構成員を限定せしめたのである。萬治二年から作られ始めたとするのは萬治二年には「覺」に附屬してゐるとは別に札下村から手形を出してゐる事による。

一 野錢之儀者只今貳百文御取可被成い由被仰い得共七月切ニ皆々御取被下い様ニと様々御訴申上いニ付而七月切ニ御免シ被下い過分至極ニ奉存い來七月者急度相納可申い事
一 四ヶ村之内ニ而以來志ニうせ御座い而も其札錢之儀者其村

中間ニ而急度納可申上事
 一札落シ申ハ、札之こつこつ御かい可被成と被仰間こつ
 くい之代銀札落シ申者ニ急度爲出可申ハ札持不申ハ野へ
 入申ハ、馬かま御取可被成ハ殊ニ借シ札致申ハ、借シ
 札名主札共御取上可被成ハ名書之外江入間敷ハ若入申ハ
 、何様ニも我等共ニ御かゝり可被成ハ事
 右之條々相背申間敷ハ爲後日手形進上申ハ仍如件

萬治貳年

亥ノ四月廿四日

高室四郎兵衛殿御代官所

セキ戸村 清右衛門

山角藤兵衛殿御知行所

同所 七右衛門

市郎兵衛殿

加右衛門

まいる

同人御知行所

有山村 九左衛門

高室四郎左衛門殿御代官所

一ノ宮村 市郎兵衛

中山勘解由殿御知行所

同所 八右衛門

幸嶋總兵衛殿御知行所

同所 庄右衛門

野村彦大夫殿御代官所

青柳村 太郎右衛門

第二項に札主が死亡した時は仲間即ち生活村落が野錢を支拂つ

◎正徳三

久左衛門名付之野札之義右久左衛門地役拙者仕ニ
 付……野札壹枚當一ヶ年之御定ニ而儘ニ預リ申……

正徳以降は文言が略一定してくる。右の理由の示す所は野札とは田地の附屬物であるといふ事である。田地の耕作權及び年貢負擔に地役の暫定的移動が野札名儀人から借り札をする事になるのである。

讓請とは完全に田地の所有權が移動した場合に名儀の書替が行はれるのである。或る場合には野札のみを讓る事がある。享保七年の例を擧げてみる。

「差上申野札預リ手形之事

關戸村吉左衛門田地附來リハ野札壹枚拙者方江今度讓請申度
 と札名主類入願上ケ申様者近年關戸村御高之内田畑ニ而五石
 餘買取所持仕申ハ吉左衛門田地差添不申ハ得共右買取申田地
 有之ハ間田地差添申同前ニ御座ハ若札持惣仲間者田地差添不
 申札斗讓請申段出入ヶ間敷申者御座ハ、加判者共何方迄茂
 罷出急度申分ケ相立少茂御苦勞缺ケ申間敷由申ニ付拙者名所
 ニ而野札御書替御預ケ被下ハ……以下略……

寺方村札預リ主八郎左衛門

寺方村組頭・名主・關戸村組頭
 札名主 連印略

此の例を見ても「札持惣仲間」の承認があつて始めて野札の名儀書替へが行はれるので、地役を負つてゐる田地に附屬し

近世村落形成期における新開と入會

て、入會權を仲間として保留出来る事を示してゐる。即ち野錢採取は個別的用途ではあるが、生活村落の構成員と云ふ資格に於いて行使し得るのである。而して右の史料は札本村と札下村との關係から生じた入會慣行の成文化されたものと云へよう。

野錢の請取は「札名書之覺」の末尾か、もしくは別帳で「野錢取覺」として残つてゐる。萬治四年から元祿九年迄は大體七月七日前後に納められ、元祿十年から以後は二月中に納められてゐる。札一枚について二百文、但し名主は百文である。更に百文について三文の口錢がとられてゐる。前掲史料には借シ札禁止の文言があるが、之は札のみを札本村名主に斷りなく貸す事を禁止したのであつて、そうでない場合の野札名儀人以外の者からの野札預り手形が残つてゐる。寛文年間から寛保年間迄に五拾通ある。

内容別にすれば預り札が三九通、讓渡文言のあるのが七通、燒失疵付の爲再交附を願つたのが四通である。預り札の場合の理由を幾つかあげてみる。

- ①寛文七 五左衛門身代罷成不申ハて當年奉公ニ罷出ハ其爲我等田地共ニ預リ申所實正也
- ②寛文一一 關戸村與左衛門田地野札共ニ預リ申所實正也
- ③延寶三 半左衛門田地札共ニ當年も拙者預リ申所實正也
- ④延寶七 理右衛門田地野札共ニ預リ申所實正也
- ⑤元祿一四 畑共ニ拙者方へ請取地役仕ハニ付……田畑其野札共ニ預置申……

てゐる野札を持ち得るものは本來的には生活村落の正規の構成員でなければならぬのである。

ハ 百姓林

承應三年の内濟證文で連光寺野の中に、地頭薪山と百姓林の存在が確認され、入會村の者の立入りが禁止されたが、地頭薪山の設定は先に説明したので、百姓林がどの様な性格のものであつたかを考へよう。百姓林なる文言が野論に現れるのは、野論史料(三)(四)(五)(六)(七)(九)項に於いてである。「百姓山すゞき林拾七人分」を刈取つたのは不法であるとし、正保三年四月十八日に實力による排除行爲を連光寺村が行つた。所で連光寺村の「本百姓」の内、拾人は林を持たず新林をたてる事も出来ないまゝであるといふのがその申分である。この時期には百姓林をもつ十七人と、もたない十人の合計二十七人が本百姓生活村落の構成員である。慶長三年の屋敷地所持者十二人又は慶長十六年名寄帳の十四人に寛永年間の新屋敷地所持者十人、慶安五年の新屋敷所持者五人を合せたものに近い數字であり、萬治二年の三七人への發展の経路となる。右の申分から連光寺野の中には野元の構成員が個別的に占有してゐる部分とそうでない部分があり、札下村のものは後者の部分へ入會ハ事になる。個別的に利益し占有する百姓林が何時からあつたかはつきり示す史料は見當らないが、「慶安五年辰ノ三月多す致時草刈場とかり不申ハ場見分仕ハ如此以上」とある長帳があつて、第一八表に内容を表示してみた。表中「新立出シ」とあるのは、「午年

第18表 百姓林

寄帳名	萬治二年	敷山	新屋敷	新立出	居山	古本山	人
合分附分	21町			2	0	3	門衛 右忠
分衛兵	1町9畝			2	1	2	門衛 右惣新
				1	1	1	門衛 左衛門 助、内藏、勘解由、仁小
分衛兵	7反8畝			1	1	1	門衛 左勘
				2	1	1	衛兵 理
	9反8畝				0	1	計主
					1	1	門衛 右加
分衛兵	1町1畝				0	2	衛兵 惣
					1	1	衛兵 彌
分衛兵	1町3反3畝					1	門衛 右又瀬
分衛兵	1町1反1畝				1		衛兵 久
分衛兵	1町3反3畝				1		門衛 左久
分衛兵	7反8畝				1		門衛 右勘
				1	1		門衛 左長
				1			門衛 右九
							衛兵 庄
							門衛 左源
	7反			1	1		門衛 左作
分衛兵	1町2反6畝			1			門衛 左茂
				1			衛兵 六郎

(寛永十九年)ヨリ草刈場」と註されて居り、(2)と(3)には「不申」とある。表で萬治二年の名寄帳と比較してみたが、數名名前が合はないものもあるが、かれらは寛永年間の新田畑改帳

には名前を見せてある者許りであるから、恐らく代變りの爲名が合はないのであらう。表の外に、地頭林ニヶ所、地頭下屋敷一ヶ所、百姓古本山一ヶ所、下河原之本山一ヶ所、高西寺新立

山一ヶ所(かり不申)、缺損のため人名不明の新立出(午ヨリ刈場)一ヶ所、があり、更に舟郷村に四人の名前で、本山三ヶ所、居山一ヶ所、新立出(午ヨリ刈場)二ヶ所がある。

右の表に古本山、本山とあるのが十四ヶ所あり、慶長十六年の名寄の數と一致する。新立出シ及び新屋敷居山が少くとも寛永十九年にはあつた事から、古本山、本山、居山がそれ以前に個別占有となつてゐた事は明らかであり、恐らく村づくりの當初若しくは慶長年間からそうであつたと考へて差支へないだらう。とすれば、慶長十六年の名寄に見えるものは、田畑屋敷を持ち、複合家族の家長として農業經營を営む際、刈敷山をも個別的に占有有益してゐた事になる。この様な農業經營は近世的と云ふよりも中世名主の經營に近いと云はねばならない。しかしその家族構成員の中には、封建領主から耕作權を認められた土地を保有し、更にはまち田的な新田畑開發をして自立の經濟的基礎を貯へ乍らいまだ村落構成員として自立してゐないものを中に含んで、分解の契機をはらんでゐたのであり、そうした場合で、慶長十六年の名寄が、生活村落への起點である事を再び確認し得るのである。慶長元和の大坂陣と云ふ政治史的事件を経過して武士化への機會を逸した中世名主は、農業經營の組織でもあり同時に軍事組織でもあつた「家」を解體して、単婚家族を中心とする農業經營へ轉換を始めるのである。その場合に「家」として占有してゐた刈敷山は本家の占有する所となり、分出したものは野無主地に對する自由な用益を行はう

近世村落形成期における新開と入會

とするが、それは村落内部での新開の増加、札下村からの入會者の増加による制限と對抗する事になる。こうした場合に單婚家族の農業經營の弱さを、同族間的結合を通してよはがあるが、地縁的結合を強化する事によつて補はうとする。その場合に本村、下河原村兩小村に夫々地縁共同體所有の山がある事に注意したい。此の様な小村持の山は一見、百姓林の存在と矛盾する様であるが、刈敷山は人間の生産的エネルギーの投下なくしては恒常的な用益をなし得ないのであつて、それ故に原野と區別し得るのであるから、慶長三年の檢地帳に現はれた様な零細土地保有者は複合家族の一員としてその經營に屬しつゝも、自己の收入となし得るほまち田經營のための刈敷山をその共同利益のために小村毎に設定したと考へたい。こゝにも地縁的結合を促進せしめる要素があるのであり、生活村落はその構成員の生産力上昇の過程で形成され、又形成されつゝある生活村落結合が村落構成員の生産力上昇のための槓桿となるのである。寛永年間には此の様な段階であり、それ故に札下村の入會權が連光寺村の生産力發展を阻害すると意識された時、野論となり、更に野論を経て強化された地縁共同體としての村域決定の意思が境論となつたのである。

ニ 村法

野論境論が生活村落形成過程に於いて外部との間に行はれた共同體としての自己顯現であるとすると、生活村落の内部に向つて共同體規制が自己顯現をするのは村落内部での生産の發展

の限界(限界には上述の開發の制限及び家族構成の變化によつて勞働力の投下の仕方と農業技術とのギャップから生ずるものとがある)にぶつかつた時であり、生産力發展の積杆として無言に働いてゐた力が、今度は村落構成員に對して生産力維持の爲に秩序を要請し出すのである。第二節で連光寺村での戸數増加の限界點を元祿六年の名寄帳に見出して置いたが、此の時點に照應して、富澤文書中、村落秩序維持の一環として林野用益に關する成文規定が初めて現われる。元祿三年二月に惣百姓が連印して名主に差出した林野立入方についての議定書である。

入置申手形之旨

一御地頭様御林江入竹木竹子者不及申ニ枝葉下草下くず切取、苧取はき取申間敷、大切ニ相守可申、並ニ郷中林之分江入竹木竹子者不及申ニ枝葉下草下くず切取、苧取申間敷、殊ニ耕作作り目之物何ニ而モ人之物盜取申間敷、惣仲ヶ間ニ而吟味仕可申、若相背申者御座、爲者爲過錢て壹貫文其盜ニ急度爲出可申、若適見申者も爲其過代壹貫文急度爲出可申、若過錢出シ申節錢無之者ハ壹貫文ニ相當ル物家内ニ而急度爲出可申、此通り少茂異儀申間敷惣仲ヶ間ニ而吟味可仕、

一前々之通馬草場之内新開畑新林、或者田畑廻リニ植木仕間敷、殊ニ立出シ仕間敷、若隱置、而後日ニ知レ申、申者何様ニ御申付、共少茂申分ク無御座、

一前々御地頭様被仰付、通り人宿牛馬宿仕間敷、若相背

⑥馬竈買についての自戒を惣仲間惣百姓七八人が自らに規制してゐる。郷中林とは慶安五年に登録された百姓林及び小村持山をさすのであらう。而してその利益の對象は「枝葉下草下くず」の苧敷であつた。

右の史料と同様に舟郷村の者が名主宛に野見廻りについて請手形を出してゐる。それは村内部の取締りもあるが、特に外

部からの侵入者に對する警戒に當つてゐる。

指上ゲ申手形之事

「村與之野界芝野江大丸村長沼村之者共入草盜」
申ハ、鎌ヲ取り可申、野界之義毎日舟郷之者共廻リ立ニ見可申事

一御林毎日廻リ立ニ見可申、若見分不申、而かり跡御座ハ、舟郷之者共ニ過代可被仰付、

右之通廻リ立ニ右之場所毎日見可申、若シ廻リ見不申、而林ニかり跡御座ハ、何様ニ茂可被仰付、殊ニ野界大丸村長沼村之者入込草盜かり申、與訴人御座ハ、何様之過代成共可被仰付、其時少茂御恨申間敷、爲後日手形指上ゲ申、仍而如件

舟郷

元祿三年

午五月十日

八郎兵衛様

まいる

以來右の二通と同趣旨のものが毎年作成せられて村法としての

近世村落形成期における新開と入會

申者御座ハ、仲ヶ間方御手前迄可申出、並ニ馬竈買仕、共村所を相改勿論、證人を立以後に村江六ヶ敷なく掛り不申、様ニ賣買可仕、萬一賣買ニ付六ヶ敷出來仕、共御手前ハ六ヶ敷之儀知らせ不申、而我々埒明ケ可申、

右之通り少茂相違仕間敷、若向後右之通り相背申者御座、此手形を以急度御申付可被成、少茂御恨申間敷、爲後日惣百姓連判手形仍而如件

元祿三歲午ノ三月

連光寺村

八郎兵衛殿

兵右衛門

參

諏訪坂

馬引澤

五兵衛

里

左衛門

下川原

(以下七人連印略)

太郎

兵衛

太

(以下八人連印略)

(以下三七人連印略)

(合計 七八人)

此の取極めで、①地頭林に入らない事、②郷中林で盗刈しない事、③作物其の他の盗みをしない事、④盜には過錢を課する事、⑤馬草野に新開畑、新林の立出し、田畑廻りに植木等の禁止、

役割を果たしたのである。これらの惣百姓連判手形の目付は全て二月となつており、恐らく林野へ入つて田植前の苧敷採取をなす直前に村寄合が行はれたと見る事が出来る。享保、元文頃のものは、種々の文言が加はり、規制の成文化が進行する。例へば野境にある田畑山持が切添掘出しをなす事を禁じたり、苧敷採取者の資格が明文化され、「他村之諸親類又は村方が他村へ奉公ニ出仕者」の芝刈を禁じてゐる。更に「村方ニ而山竈申者御座、而買取者圍置、一本ニ而も盜取申間敷、枝葉ニ而も盜取申間敷」とあつて、山の賣買がなされた時、買主の所有權用益權を保護してゐる。山の賣買は延寶年間に永代賣の證文がある。村法としての實際の運用は、例へば元祿十六年に「拔木田山ニ而枝盜取、付託一札」に「村之山之仕置」なる文言が見え、又他村の者の證文にも「村法」によつて過錢を差出す文言がある事によつて知られる。

右の如き林野に關する村法は寛保三年の札野分割によつて事態が一變するが、新に秣場として置かれた地域について依然として惣百姓の仲間規制が續いてゐる。

寛保三年に札野を分割して村請新田取立が行はれるが、この新田は第三節にふれた如く、封建領主の意思に基づくものであり、村の内部から生産力向上を目的として自發的に行はれたものではない。即ち行政村落を通して生活村落に與へられた領主の貢租増徴政策の一翼であり、新田開發は村請によつて村落構成員に割當てられて行はれる。その割當の仕法に「生活村落」

のヒエラルキーが反映しており、近世村落内部に於ける階層性が近世初頭以来の構造變化とどの様なか、はりを持つてゐるかはそれなりに一つの問題であり、近世村落の形成過程を追求した本稿と密接な関係にあり、延享三年の家族型態を見たもの、村請新田取立に對應させて考察せんとした故であるが、紙數の都合で別な機會に報告する事とした。

(註1) 「村切」については遠藤進之助氏の「近世初期檢地における「村」の成立」社會經濟史學二〇の二参照。

(註2) この様な接觸は畿内では既に中世に起つて居り、入會の問題は近世獨自のものでない。こゝでは近世の入會野論の當事者がどの様な性格のものであつたかに限定して置く。

(註3) 評定所裏書のある野境繪圖がある。破損してゐるが、はゞ狀況を知り得る。大丸村連光寺村入會野と、後述の札野、百姓林とは夫々地理的にも區別されてゐる。

五 結 び

武州連光寺村の新田畑開發と入會野の史料によつて、近世村落形成過程の一面を考察し來つた本稿は、各節にほぼその節の結論を示しておいたので、最後に簡単に全體を通してのまとめを次に示してみよう。

第一には、連光寺村は中世末に開發された村であり、村づくりは小領主的な色彩さえもつた中世名主を中心に、彼の保護の下に半人や逃散の百姓が集つて行われた。その各々、は彼らの家

族型態と、田畑山の所有型態から見て、家毎に夫自身で完結する經濟體であつたと思われる。従つてそこに現れる村落結合は血縁共同體である「家」に比重が重く、家同士の關係は富澤家を頂點とするヒエラルキッシュなものであり、いまだ地縁共同體としての結合關係は強くなかつた。

第二には、幕藩體制の成立に照應する時期に前記の如き複合家族の分解、云い換へれば近世的な百姓の獨立が見られ始める。獨立の經濟的基礎となつたのは、既に慶長年間に耕作權は認められていたが、いまだ家長權の下に上級所有權が掌握されてきた既耕地、若しくは其後の新開田畑等のほまち田的性格の耕地であつて、その際、それらの農民には町敷山の個別的保有は認められていず、小村毎の共同保有の町敷山が設定されていた。

第三には、複合家族による農業經營から小家族による農業經營への轉換は、従来の農業技術からの脱皮を前提とし、又複合家族的經營の經濟完結體の分解は、村落構成員間に於ける山の利用、及び耕地擴大の自由な状態の制限等の共同體規制を生ぜしめるに至る。即ちここに地縁共同體としての村落結合が形成されてくる。

第四には、生活村落は近世的な村落共同體の内容をもつて従つて、まず内部に對してはその結合が生産力發展のための槓桿となるが、外部に向つては、村落共同體の全體的な發展を妨げるものに對して對立抗争をまき起して行く。それは生活村落が

村落共同體としての自己をあらわにする事であり、具體的には一定の地域に對して共同體としての權利(利益ならびに占有)を主張する事であつた。

第五には、右の様な事情が現れた時期、即ち寛永から承應にかけて村の生産力發展が一つのピークに達した時期に、對外的には野論が行われて村落共同體の自己主張があらわになつたあとをうけて、村落構成員の間に、夫々の自立の表徴としての年貢負擔、石高所持を明確にしようとする動きが現われる。即ち萬治二年の「惣百姓名寄帳」の作製がそれである。村高の分割分であり、本百姓としての資格を規定する持高を、現實の土地支配(利益・占有・所有の總體)を基礎として新百姓が再分割によつて獲得し、名寄帳を作製する事によつて村落共同體の正規の構成員たらんとしたと云える。こうした生活村落の近世化に基づく百姓數の増加は生産力の向上に基づいて行われる限り、行政村落の構成員の堅實な増加であり、封建領主の基礎構造の安定を齎らすものである。尙本稿では言及しなかつたが、萬治二年といふ年は、名寄帳の作製、或いは野札帳の作製許りではなく、此の年以來、村から百姓への割付帳、百姓から村への年貢納進帳などが一齊に完備される様になり、寛永元年以來の年貢割付帳、皆濟目録のみの残存に對して、年貢關係史料が出揃つたという史料の残存型態から見て、舊來の生活村落から近世的な村落共同體の形成に基づく内部的整備が行われたと見る事も出来る。

第六には、更なる發展が延寶年間の境論を經過し乍ら、元祿六年を以て最頂點に達した時、連光寺村のもつ生活諸條件の限界に達したと云えよう。それ迄は外に向つて顯現していた共同體規制が、内部に對して成文化された村法として強制される様になつた。元祿三年に村法が成文化された事は、それ迄不文の慣行として共同體成員を制約していた秩序に龜裂が生じた事を意味し、かつて生産力發展の槓桿として機能していた共同體規制が、今度は抑制の機能を果たすという面をはつきり表面に押し出したという點で注目されてよい。

以上の諸點を一應の結論としてあげてみたが、要するに、慶長三年檢地による封建領主の行政村落的把握に始まつた連光寺村に於ける近世村落の形成は、生活村落の面から見れば血縁共同體「家」を基礎とする中世名主、百姓の結合關係から、「家」の分解、新本百姓の自立の過程を経て、地縁共同體として確立する萬治二年頃までを通じてなされたのである。此の際に複合家族は分解しても承譜的な上下關係による同族團的結合は残つたであろうし、初期の中世名主、百姓の結合はそのまま村落内部に於ける階層的身分制として、生活村落の社會秩序の根柢となつたであろう。元祿三年の村法成文化乃至延享三年の新田割付仕法などはその様に形成されてきた近世村落の具體的な内容を示すものと云えよう。